

平成30年10月30日

総務部

職員の懲戒処分について

概要

道路交通法違反（酒気帯び運転及び事故不申告）により逮捕された職員の懲戒処分を行いました。

- 1 被処分者 市民部保険年金課 職員 26歳・男
- 2 処分の内容 免職
- 3 処分年月日 平成30年10月30日
- 4 処分手案の概要 平成30年7月25日午前2時35分頃、唐津市坊主町の市道上において、酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、民家の石垣に衝突する交通事故を起こしたにも関わらず、直ちに警察へ報告をせず、道路交通法違反（酒気帯び運転及び事故不申告）の容疑で逮捕され、罰金32万円の略式命令を受けたものの
- 5 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

（本件の問い合わせ先）

担当：総務部職員課 青山、大石
電話：72-9185（直通）
内線：1440、1441